

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	常滑市 国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に個人情報の取り扱いについて規定している。

評価実施機関名

常滑市長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	地方税法及びその他地方税法に関する法律及び常滑市国民健康保険税条例及び規則に基づき、国民健康保険税の賦課徴収を行う。 ①国民健康保険加入世帯の確認 ②国民健康保険加入者の所得及び固定資産税の確認 ③所得照会が必要な対象者について課税権を有する自治体への所得照会 ④国民健康保険税の計算 ⑤国民健康保険税の減免 ⑥特別徴収の決定 ⑦納税義務者に対して納税通知書及び納付書を発送 ⑧徴収簿の作成 ⑨督促状(催告書)の発送 ⑩不能欠損対象の把握、決定 ⑪その他国民健康保険税の賦課及び徴収に関すること
③システムの名称	国民健康保険税システム 滞納整理支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.賦課基本ファイル 2.介護基本ファイル 3.支援基本ファイル 4.賦課個人ファイル 5.期割情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」の項(48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 (所在地)〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5 (電話番号)0569-47-6101(直通) (ファックス番号)0569-35-4329(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務課 (所在地)〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5 (電話番号・ファックス番号)0569-47-6104(直通)・0569-35-6944(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない（入手） [○]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

マイナンバー利用事務における生体認証の導入及び業務の権限を細分化して管理することで、利用者を特定するとともに、目的外使用にならないようシステム上で制御している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月15日	I 3法令上の根拠	〃番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村長又は国民健康保険組合	番号法第9条第1項 別表第一の30 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
平成28年10月15日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第1項 別表第二 第27、42、44項	番号法第19条第7号 別表第二の27・42・44 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
平成28年10月15日	I 5②所属長	税務課長 水野 真弓	税務課長 中野 旬三	事後	
平成30年5月11日	公表日	2016/10/15	2018/5/11		
平成30年5月11日	I 5②所属長	税務課長 中野 旬三	税務課長 小嶋 正義	事後	
令和1年5月17日	I 5②所属長	税務課長 小嶋 正義	税務課長		
令和1年5月17日	IVリスク対策		様式変更による追記		
令和4年10月1日	I 7請求先	総務部総務課 住所:常滑市新開町四丁目1番地	総務部総務課 (所在地)	事後	
令和4年10月1日	I 8連絡先	総務部税務課 住所:常滑市新開町四丁目1番地	総務部税務課 (所在地)	事後	
令和4年10月1日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27・42・44 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第26条	番号法第19条第8号 別表第二の27・42・44 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第26条	事後	
令和4年11月16日	II 2、3 いつ時点の計数か	2014/11/26	2022/11/16	事後	
令和6年11月13日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	番号法第9条第1項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条		
令和6年11月13日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27・42・44 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第26条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報照会の根拠)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」の項(48の項)		
令和6年11月13日	II 1. いつ時点の計数か	令和4年10月1日時点	令和6年11月1日時点		
令和6年11月13日	II 2. いつ時点の計数か	令和4年10月1日時点	令和6年11月1日時点		
令和6年11月13日	IV6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)		
令和6年11月13日	IV8.人手を介在させる作業		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。		新設
令和6年11月13日	IV11.最も優先度が高いと考えられる対策		[3] 十分である マイナンバー利用事務における生体認証の導入及び業務の権限を細分化して管理することで、利用者を特定するとともに、目的外使用にならないようシステム上で制御している。		新設